平成２１年（フ）第１３２８号
神戸市中央区日暮通３丁目３番11号中島アパート南号
債務者　小柳栄一こと　蔡　　錦栄
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６９号
神戸市北区藤原台中町７丁目10番21―101号、申立時の住所神戸市北区唐櫃台１丁目39番３号
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３６号
神戸市長田区梅ヶ香町２丁目９番６号兵庫ハイツ１号、前住所神戸市須磨区中落合１丁目１番407―102号
債務者　水田　邦彦
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４２号
神戸市垂水区青山台６丁目１番６―265号
債務者　則本　哲夫
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４９号
神戸市灘区新在家南町２丁目１番１―1303号
債務者　佐藤千賀子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６９号
兵庫県宝塚市長寿ガ丘21番44号
債務者　大野智恵子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８０号
兵庫県明石市大久保町江井島61―２　県営明石江井島第２鉄筋住宅303
債務者　塚本　敏之
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
神戸市西区池上４丁目10―15　タウンハウス池上17―１号
債務者　藤井ふみ子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
兵庫県明石市野々上３丁目５―13　サンエキューズⅡ702号
債務者　植田さおり
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
兵庫県明石市大久保町江井島133―１
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
神戸市西区井吹台西町２丁目２―３―504、旧住所神戸市西区前開南町１丁目３―４
債務者　嶋崎早矢加
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
兵庫県朝来市和田山町東谷213番地46
債務者　太田　泰昭
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
兵庫県朝来市和田山町東谷213番地46
債務者　太田　喜子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
愛媛県西予市野村町惣川270番地　惣川団地７号
債務者　﨑野　広美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１１２号
佐賀県唐津市鎮西町波戸82番地
債務者　坂本ゆう子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第６３６号
奈良市左京２丁目２番地の227　11―102
債務者　河原　正雄
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６９０号
奈良市朱雀４丁目３番地の４　ローレルコート高の原W―101
債務者　秋　奈穂子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所